

## 報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

## 専決第7号

専決処分書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年（2024年）3月31日

宝塚市長 山崎晴恵

## 宝塚市条例第24号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第44条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第64条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第64条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第136条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第136条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第4条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第37条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第6条の5の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第6条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7第2項、第49条の5第1項及び附則第6条の4の規定の適用については、第35条の7第2項及び附則第6条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第49条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において

「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に

係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第49条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第49条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第49条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第49条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別

徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3

月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 49 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 6 条の 8 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 49 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除し

て得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条の5第2項の規定により読み替えられた第49条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第49条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第49条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。



(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第4条の3第2項、附則第6条第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第2項中「前条」を「附則第6条の4」に改め、同条第3項中「第35条の9第1項」の次に「、附則第6条の6第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第35条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の6第1項中「及び附則第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4及び附則第7条第2項」と、前条中「及び附則第6条の4」とあるのは「、附則第6条の4及び次条第2項」とする」に改める。

附則第9条の2第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

附則第9条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各

号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 12 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 12 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 13 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 14 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 6 及び附則第 6 条の 9 の規定の適用については、附則第 6 条の 6 第 1 項及び附則第 6 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 15 条の 5 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 6 及び附則第 6 条の 9 の規定の適用については、附則第 6 条の 6 第 1 項及び附則第 6 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 6 及び附則第 6 条の 9 の規定の適用については、附則第 6 条の 6 第 1 項及び附則第 6 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 6 条の 6 及び附則第 6 条の 9 の規定の適用については、附則第 6 条の 6 第 1 項及び附則第 6 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の6及び附則第6条の9の規定の適用については、附則第6条の6第1項及び附則第6条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宝塚市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



### 報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

### 専決第8号

専決処分書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年（2024年）3月31日

宝塚市長 山崎晴恵

### 宝塚市条例第25号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を

付する。

附則第 9 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に、「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 13 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第 12 項とする。

附則第 14 項の前の見出しを削り、同項を附則第 13 項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 15 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第 14 項とする。

附則第 16 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 17 項の前の見出しを削り、同項を附則第 16 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第 18 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 14 項から第 16 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 15 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 19 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を



「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 2 0 項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項を附則第 1 9 項とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宝塚市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。



議案第 5 1 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和 29 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条の 3 中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 削除

附則第 9 条の 2 中第 26 項を第 28 項とし、第 25 項を第 27 項とし、第 24 項を第 26 項とし、第 23 項を第 25 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 9 条の 2 中第 22 項を第 23 項とし、第 14 項から第 21 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14 分の 11 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 53 条の 3 の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2）附則第 4 条の 2 の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）附則第 9 条の 2 第 14 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に整備した地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「新法」という。）附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する特定バイオマス発

電設備に対して課する固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第9条の2第24項の規定は、令和6年4月1日以後に整備した新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等に対して課する固定資産税について適用する。

議案第 5 2 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 20 項とし、附則第 18 項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項の前の見出しを削り、同項を附則第 17 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合)

- 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第 5 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に整備した地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する滞在快適性等向上施設等に対して課する都市計画税について適用する。

議案第 5 3 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の表中「第 7 条第 2 項」を「第 7 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 5 4 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表（2）の項中

「

水防本部若しくは災害対策本部が設置  
されているとき、又は市長が特に必要が  
あると認めるときに、荒雨天等の現場に  
おいて災害対策業務に従事した職員

」

を

「

災害対策本部若しくは災害警戒本部が  
設置されているとき、又は市長が特に必  
要があると認めるときに、河川、道路、  
避難所その他の災害現場において災害  
対策業務に従事した職員

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 55 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 10 号及び第 11 号中「第 41 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 41 条の 3 の 11 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 56 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 雲雀丘 3 丁目北地区<br>地区整備計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された阪神間都市計画雲雀丘 3 丁目北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|-------------------------|--|

別表第 2 に別紙のように加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



別紙

4 3 雲雀丘3丁目北地区地区整備計画区域

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| (ア) | 計画地区の区分                    | 全域  |
| (イ) | 建築してはならない建築物               | 次に掲げる建築物以外の建築物<br>(1) 住宅<br>(2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）<br>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>(4) 診療所<br>(5) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの<br>(6) 法別表第2(イ)項第6号及び第9号に掲げるもの<br>(7) 前各号の建築物に附属するもの |
| (ウ) | 建築物の容積率                    | (a)   |
|     |                            | (b)   |
| (エ) | 建築物の建蔽率                    | (a)   |
|     |                            | (b)   |
| (オ) | 建築物の敷地面積の最低限度              | (a)   |
|     |                            | (b)   |
| (カ) | 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度 | (a)   |
|     |                            | (b)   |
|     |                            | (c)   |
| (キ) | 建築物の高さの最高限度                | (a)   |
|     |                            | (b)   |
|     |                            | (c)   |





議案第 57 号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1）、令和 4 年 10 月 7 日議案第 102 号で議決、令和 5 年 3 月 29 日議案第 32 号、令和 5 年 10 月 6 日議案第 81 号及び令和 6 年 3 月 26 日議案第 33 号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ¥389,513,300.-
- 4 契約の相手方 宝塚市小浜 2 丁目 1-2-202  
株式会社カナック工業  
代表取締役 金 山 敬 姫
- 5 工事場所 宝塚市千種 1 丁目外地内
- 6 工事概要 土工 一式  
場所打擁壁工 116m  
(U型擁壁、W=8.9~9.5m、H=1.7~8.5m)  
仮設工 一式  
グラウンドアンカー、切梁腹起し  
鋼矢板圧入北側：103枚(Ⅲ・Ⅳ型)  
南側：94枚(Ⅲ・Ⅳ型)  
鋼矢板引抜北側：147枚(Ⅲ・Ⅳ型)  
南側：146枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)  
薬液注入、覆工板工等  
工事用道路工 一式  
構造物撤去工 一式  
交通管理工 一式

中

「3 契約の金額 ￥389,513,300.- 」

を

「3 契約の金額 ￥387,707,100.- 」

に変更する。

議案第 58 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。



議案第 59 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。









議案第 6 1 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 島 廣 弘 二

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。



議案第 6 2 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 6 年（2024 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 山 中 毅

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。